

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>現在設置されている6常任委員会のうち、2委員会の名称変更及び所管事項の改正。</p> <p>【名称】・警察経済委員会 経済企業委員会 ・文教委員会 文京警察委員会</p> <p>【所管事項】・経済企業委員会 ア 経済労働部の所掌に属する事項 イ 公営企業の管理者の所掌に属する事項 ウ 労働委員会の所掌に属する事項 エ 公安委員会の所掌に属する事項（削除） ・文京警察委員会 ア 教育委員会の所掌に属する事項 イ 公安委員会の所掌に属する事項（追加）</p>	
施行日等	平成20年4月1日
【その他参考事項】	